

中世パリ司教座教会における「偽」文書作成(11-12世紀) : ベネディクトゥス7世教皇文書の再検討

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/1650930>

出版情報 : 史淵. 153, pp. 59-86, 2016-03-18. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

中世パリ司教座教会における 「偽」文書作成（11－12世紀）

—ベネディクトゥス7世教皇文書の再検討—

岡 崎 敦

はじめに

「文書形式学 *diplomatique* は、今や文書資料を記述、批判したり、その生成や伝来について説明することだけを目標とはしない。証書やその他の文書資料を、ある時代の社会的、文化的、法的な諸実践全体のなかに位置づけながら、当時の人々が、その時代が生み出し、保存してきた文書について、どのように認識していたのかにも関心を寄せているのである⁽¹⁾。」ランスのヒンクマールの王文書認識について検討した論文の冒頭、モレルは、17世紀末に誕生した西欧近代資料学の精華の一つの現代の変容を以上のように定式化した。なかでも、従来、文書作成がもっとも衰え、形式が崩れたとみなされてきた、いわゆる封建期の文書実践については、近年、新たな観点からの再検討の動きが顕著に見られる。たとえば、以下の諸点を指摘できる。

第一には、この時期の文書形式の多様化や乱れを、特定の環境のもとでの独自の文書利用の試みとみなす観点である⁽²⁾。特に、紛争解決研究との接合は、これらの資料に新しい解釈の可能性を開いたと言える。文書の価値は、状況によっては、絶対的、一元的なものであったとは考え難い。ここでは、いわゆる文書オリジナル以外の多様な文字資料が、さまざまな紛争解決の場面で果たした力の諸相とからくり自体を研究せねばならない⁽³⁾。第二に、封建期における記憶と記録の管理それ自体への関心の高まりがあげられる。この時期に、特

に在地の教会、修道院は、死者記念や年代記などとともに、文書資料の体系的な転写事業に乗り出した。そこには、当時進行していた大きな教会改革と連動した教会財産回復と確保の動きが想定されるが、同時に、各教会やその関係者の記憶の(再)編成、そのための資源の収集と操作、さらにはそれを支える宗教理念が表象されていると考えることもできる⁽⁴⁾。

他方で偽文書は、かつての史料批判においては、信頼性が疑わしい史料として排除の対象であったものが、近年では、むしろその作成の諸条件や、時代を通じての機能や価値に関心が移っている⁽⁵⁾。

本稿では、典型的な封建社会が形成されたとみなされてきた11-12世紀の北フランスにおける文書実践の諸相にアプローチする作業の一環として、パリ司教座教会における偽文書作成問題を検討したい。具体的には、981年にベネディクトゥス7世が発給した文書を手掛かりとして、関係する一連の文書の作成の背景と過程について仮説を提示することを目標とする。

1. ベネディクトゥス7世文書⁽⁶⁾

981年12月30日にローマで発給された、パリ司教座教会のためのベネディクトゥス7世教皇文書は、現在、1つの単葉の用紙⁽⁷⁾と、パリ司教座教会の3種類のカルチュレール⁽⁸⁾によって伝来する。単葉の用紙は、19世紀末以来、この文書に言及したいずれの史料刊行者、研究者によっても、11世紀の偽文書(あるいはオリジナルに見せかけて作られた文書)とみなされてきた⁽⁹⁾。この用紙は、縦713/708mm、横590/570mmのサイズの獣皮紙の支持体で、文書下側は43mmの折り返しを設けて、その中央に開けられた三つの穴に麻の紐がくくりつけられている。左右の欄外には罫線を引くための穴が残っており、一定の間隔で行間が確保されている。文字は、文書下部を除けば、用紙いっばいに書かれており、その書体は、典型的な文書のそれとは言い難いカロリング小文字である。左上の文書テキスト冒頭の左側には、十字架とクリスモン記号の組み合わせからなる図像的インヴォカチオが置かれる。その直後の数文字分

の箇所は（おおよそ10文字程度）、一旦削られた上に、発給者を表す教皇名と肩書きの一部である BEN. EPS S S（上段）DI（下段）が、テキストの他の部分とは明らかに異なる書体、インクで、上下二段に書かれ、その後、テキストの1行目に続けて、Sanctae Romanę sedis apostolicusの文言以下が書かれている。文書テキスト本文は、28行目まで罫線にそって書かれているが、文書下部に大きく開いた空白部分に書かれたBENE VALETE（29行目、文書右側）、日付および文書書記の言及（30行目、文書左側）は、明らかにテキスト本文とは異なるインクで書かれている。他方、この文書の最初のコピーである、パリ司教座教会のカルチュレールLiber Nigerは、1120年すぎごろに作成されたものだが⁽¹⁰⁾、単葉の用紙に現在確認される文章を再録しており、この用紙に付された修正や付加は、少なくとも12世紀始めまでには完了していた。

他方で、この文書のアレンガ、サンクチオ書式等は、中世初期の教皇庁文書局で用いられていた書式集である『昼の書Liber Diurnus』収録のものが使用されているほか⁽¹¹⁾、ベネディクトゥス7世および後継のヨハネス14世が発給した文書においても、同一のアレンガや文書発給担当者が確認される⁽¹²⁾。なお、パリ司教座教会には、11世紀以前の教皇文書は、1006年の二通の奇妙な司教文書⁽¹³⁾との関わりを除くと、他には一切伝来しない。

文書の内容については、アレンガに続いて、パリ司教エリジアルドゥスが、ローマの教皇のもとを訪れ、王文書を示して、パリ教会の特権の確認を願ったことが記される。これを受けて、以下の内容が示される。項目に分けて提示しよう。

- a) 司教座教会に従属する教会として、サン＝テロワ Saint-Eloi、サン＝ジェルマン＝ル＝ロン Saint-Germain-le-Rond（サン＝ジェルマン＝ロクセロワ Saint-Germain-l'Auxerrois）、サン＝マルセル Saint-Marcel、サン＝クルー Saint-Cloud、サン＝ピエール Saint-Pierre de Rebaix、サン＝サチュルナン Saint-Saturnin de Chevreuse、サン＝ピエール Saint-Pierre de Nesle、サン＝マルタン Saint-Martin de Champeaux、サン＝ピエール Saint-Pierre de Chézyが列挙。

- b) 司教座教会参事会員扶養のための資産として、司教エリジアルドゥスによる寄進として、Epônesの所領を教会およびMézièresとともに。Andrésy、Orly、Chevilly、L'Hay、Châtenay、Bagneux、Sucy、Créteilを教会およびaltareとともに。Elariacum、Itteville、Rosay、La Celle、Vernou、Machault、Samois、Mitry、Mory、Viry、Fontenayを教会とともに。Vilcenaをすべてとともに。
- c) パリ司教座教会参事会員居住区の裁判権特権、および参事会員が自身固有の家を、参事会に属する参事会員になら誰であれ、譲渡あるいは売却できることの確認。

以上のナラチオを受けて、教皇は、ディスポジチオにおいて、司教の請願を、以下のように確認する。

- d) パリ司教座教会参事会員たちによる、彼らの資産を管理する *prepositus* および *decanus* (いずれも複数) の選出許可。さらに、参事会財産の保全。
- e) 都市パリが置かれた島、およびサン＝ジェルマン教会の側では、サン＝メリ教会から *Tudella* と呼ばれる場所にいたる公道、さらにサン＝ジェルマン街区、およびこの教会へ繋がるその他の複数の小道における裁判権や通行税免除特権。

ところで、以上の諸点については、カロリング期から12世紀までの時期について、関連する文書資料がいくつか存在する。

第一は、日付はないが、979年から986年の間とされる西フランク王ロテールとルイ5世の連名文書である。この文書は、オリジナルと、12世紀の単葉のコピー、ならびにパリ司教座教会のカルチュレールによって伝来している⁽¹⁴⁾。この文書は、パリ司教エリジアルドゥスの求めに応じて、パリ司教座教会参事会員の資産、ならびに参事会員居住区の保全を確認するもので、参事会員には、資産を構成する所領を管理する *prepositus* および *decanus* (いずれも単数) を選出する許可が与えられている。重要なのは、981年教皇文書の内容項目で、b) およびc) に該当する内容が、同様の文言で記載されていることである⁽¹⁵⁾。教皇文書中の言及を信頼するなら、司教が教皇に提示したという王文書は、この

ロテールおよびルイ 5 世連名文書であったろう。

第二の文書は、819年10月19日の日付を持つルイ敬虔帝文書である。この資料もまた、オリジナルに似せて作られた単葉の用紙、およびパリ司教座教会のカルチュレールによって伝来している。単葉の用紙は、書体上の特徴から、漠然と11世紀の作成とされている⁽¹⁶⁾。問題なのは、パリ司教座教会の裁判権、サンス支払いや通行税免除特権を確認するこの文書にもまた、パリ右岸のサン＝ジェルマン教会の土地や道に関する諸権利、つまり981年教皇文書の内容項目でe)に分類した内容が、文言もほぼそのまま記載されていることである⁽¹⁷⁾。

第三の文書は、851年4月19日付けのシャルル禿頭王文書で、オリジナルと単独コピー 3 種、さらにパリ教会のカルチュレールによって伝わる⁽¹⁸⁾。内容は、パリ司教インシャルドゥスによるパリ司教座教会参事会資産（家卓分）設定の確認で、オリジナル文書の状態に加えて、当該のパリ司教文書が別途伝来することからも⁽¹⁹⁾、王文書自体の真正性は疑われていない。この文書には、パリ司教文書の一部を再録する箇所、参事会が得た所領名が列挙されているが、そこには、Andrésy、*Hileriacum*、Orly、Chevilly、Châtenay、Bagneux、L'Hay、Itteville、Sucy、が列挙され、さらにこれらの所領を管理するために、*prepositus* および *decanus*（いずれも複数）を選出することが認められている。

4 番目の文書は、861年7月14日の日付を持つ、同じくシャルル禿頭王文書で、パリ司教に対する、シテ島から右岸へ通じる橋の権利の譲渡を内容とする⁽²⁰⁾。この文書は、パリ教会のカルチュレールを通してのみ伝来する上、文書形式の内層上の問題に加えて、内容自体についても解釈が分かれているほか、王文書集の刊行者テシエも明確な偽文書と断言している。この橋は、サン＝ジェルマン教会の土地へと通じる道に関係付けられており⁽²¹⁾、現在両替橋がかかっている場所にはじめて大橋 *Grand Pont* が建設されたことを示すものと、かつて理解されてきたが、この点については、のちにあらためて検討する。

次の文書は12世紀にとんで、1112年から1117年の間と推定されているルイ 6 世文書である。この文書は、パリ司教が有するさまざまな諸権利を確認するものだが、その中に、サン＝ジェルマン（教会）のプールに関する裁判権、

サン＝ジェルマン教会、サン＝テロワ教会、サン＝マルセル教会、サン＝クルー教会、サン＝マルタン＝ドゥ＝シャンポー教会の領民に対する裁判権が言及されている⁽²²⁾。

最後の文書は、1165年の教皇アレクサンデル3世文書で、パリ司教座教会参事会長および参事会を宛名とする、同参事会の財産、諸権利確認文書である。オリジナルとパリ教会のカルチュレールで伝来するこの文書は、本稿が検討の対象としている981年ベネディクトゥス文書の確認である⁽²³⁾。

以上の検討から、以下の諸点を指摘できる。

第一に、981年教皇文書は、非常に多くの部分を979／986年王文書と共有するが（参事会所領の列举、参事会居住区の裁判権特権と参事会員の家の自由処分権、参事会所領管理人の選任権）、この部分は、所領名などの詳細は別にすると、重要な部分では、さらに先行する真正な文書が証言する内容と基本的に一致する。

第二に、981年教皇文書が、カロリング王連名文書にない内容を含んでいるのは、パリの右岸、特にサン＝ジェルマン（＝ロクセロワ）教会の土地、および道に関する権利である。重要なのは、これらについて、この教皇文書に先行して言及する二つの王文書、すなわち819年ルイ敬虔帝文書、861年シャルル禿頭王文書は、いずれも偽文書とみなされていることある。事実、シャルル禿頭王文書集の刊行者テシエは、両文書の作成を関連づけ、これらは、失われたカロリング王（ピピン、あるいはシャルルマーニュ）の文書をもとに、まさにサン＝ジェルマン教会近辺の諸権利を改竄して作成されたものと推測しているのである⁽²⁴⁾。

私たちは、したがって、サン＝ジェルマン教会プールの形成、さらにはこれに密接に関係する大橋建設についての研究状況を確認する必要がある。

2. パリ右岸の発展と大橋の建設

研究史の上で、この二つの問題は常に関係付けられてきたわけではない。し

かしながら、両者を一体として論じるロンバール＝ジュルダンとボチエの議論には参照すべき点があり、かつこの両者の結論は、カロリング期のいくつかの文書の偽作を主張する点では共通しながらも、それらの作成の時期、ひいては右岸の発展の歴史について、根本的な違いがある。ここでは、両者の主張について主として吟味するが、これに先立つ諸研究についても一瞥しておかねばならない。

周知のように、現在のパリ左岸にローマ都市を建設したローマ人が、シテ島に建設した橋は、ローマ都市を南北に貫く、いわゆる *cardo* に沿った二つの橋、つまり、現在のノートル＝ダム橋と小橋 *Petit Pont* であった。研究史上、議論が戦わされてきたのは、中世の大橋 *Grand Pont*、すなわち、現在の両替橋建設の時期とその理由であり、19世紀までは、ローマ橋とは異なる第二の橋を、サン＝ジェルマン教会領域との間に建設した者こそ、シャルル禿頭王であるとみなされてきたのである。19世紀末以降に限定しても、たとえばファーヴルは、明確な時期は不明としながらも、現在の両替橋の場所に大橋を建設したのはシャルル禿頭王であると断言し、これは、ノルマン人の来襲に対して、彼が行ったいくつかの防御城塞型橋の建設の一環であるとする⁽²⁵⁾。20世紀後半においても、たとえばパリ史の大家フルリヤ⁽²⁶⁾、アシュツ版『新パリ史』の当該時期を扱った巻の執筆を担当したブサルは、同様な解釈を採用している⁽²⁷⁾。

他方、1905年の段階ですでに、ロットは、861年シャルル禿頭王文書は、909年9月16日付けシャルル単純王文書を利用して作成された偽文書とみなしていた。後者は、パリ参事会へ、パリの橋と水車の権利を譲渡するシャルル禿頭王文書を確認する真正な文書だが⁽²⁸⁾、彼によると、この文書、およびそれが確認しているはずの、現在は失われたシャルル禿頭王文書の双方において言及されている（たであろう）橋は、旧ローマ橋であった⁽²⁹⁾。20世紀後半に、パリ史の歴史にとって重要な貢献を行った二人の研究者もまた、同様な判断のもと、大橋の建設は、11世紀初めに行われたものとする。すなわち、パリの王宮に関する基本的研究のなかで、ゲルーは、ロベール敬虔王が、シテ島西端にある王宮の全面的な改築を手がけた際に、王宮とサン＝ドニ修道院を直接結ぶ道に通

じる橋を建設したと推測し、その初出が1033年のフランス王アンリ 1 世文書であるとする。ただし、この際建設された橋は木製で、1111年のムーラン伯ロベールのパリ襲撃の際に焼け落ちたという。その後、1141 / 2 年に、ルイ 7 世が両替商の営業を大橋に限定するまでの間に、基礎が石造に変更されたとする。都市パリの小教区形成について詳細な史料研究を行ったフリードマンもまた、ゲルー説を全面的に承認し、大橋の建設に際して、右岸の中心街路が、旧ローマ道のサン＝マルタン通りから、サン＝ドニ通りへ移動するとともに、シテ島においても、新たに建設された橋から伸びる道が整備されたという⁽³⁰⁾。

そして、基本的には、ゲルーの見解を受け入れながら、サン＝ジェルマン教会領域と大橋の歴史について、関係資料をあらためて総括的に論じ直したが、ロンバル＝ジュルダンであった。彼女の研究は、起源から13世紀初めまでの時期について、パリ右岸の発展を総合的に論じるもので、本稿で検討対象とする問題や資料は、いくつかの部分に分けて取り上げられている。ここでは、彼女の議論を順を追ってたどってみよう⁽³¹⁾。

ロンバル＝ジュルダンは、まずノルマン人の襲撃に対する防御について、以下のように論点を整理する。第一に、すでにロットが証明したように、861年7月14日付けシャルル禿頭王文書は偽文書である。また、サン＝ジェルマン＝デ＝プレの修道士アドンが語るセヌ河の橋もまた、パリではなくピートルのそれであろう。最後に、877年のキエルジ勅令における「パリの司教座都市、およびセヌ河やロワール河のcastella」⁽³²⁾の言及から、パリに防御的施設が建てられたことは確実である。第二に、909年のシャルル単純王文書が言及するのは旧ローマ橋であるが、877年に建設された防御施設は、のちに粉挽屋橋、あるいは水車橋と呼ばれるようになったもので（のちに両替橋のすぐ西に並行して存在が確認される）、10世紀以後、大橋の最初の言及である1033年までの間に、橋として機能するようになった。彼女によると、10世紀末以降、シテ島を兩岸と結ぶ橋は、ローマ期とは異なり、もはや一本のまっすぐな道では結ばれてはいなかったという⁽³³⁾。

ついで、ロンバル＝ジュルダンは、相互に関係する情報を持つ文書とし

て、前述の819年ルイ敬虔帝文書と981年ベネディクトゥス7世教皇文書をあげ、後者は、前者を確認する体裁を持つとした上で、双方とも11世紀はじめに作成された偽文書であるとする。この年代推定にとって重要なのは、右岸の繁栄の開始と大橋建設の経緯に関する問題である。彼女によれば、シャルル禿頭王によるパリ司教への、シテ島を右岸へ結ぶ橋の譲渡は実際に存在した行為であり、909年シャルル単純王文書は、この譲渡を前提とした上で、橋と水車の収入を参事会へ譲渡している。しかしながら、この時点で問題となっていたのは、旧ローマ道cardoに沿ったローマ橋で、右岸ではサン＝マルタン通りへ連結していた。新しいカロリング橋は、877年のキエルジ勅令ののちに建設が開始された防御施設であった。ところで、861年7月14日付けシャルル禿頭王偽文書は、サン＝ジェルマンのブルと大橋を関連づけており、この大橋はサン＝ドニ通りへ接続する新しいカロリング橋以外にはありえない。おそらくパリ司教座教会は、真正な909年文書の文言の曖昧さを利用して、そこで言及された右岸への橋の権利を、おそらくはちょうどその頃崩壊したローマ橋に関する権利から、新しいカロリング橋の権利へとすり替えようとした。このため、861年文書が、819年文書を確認するかたちで同時に作成され、両者合わせて、パリ教会の右岸の西側領域に関する権利をまとめて確保するために役立てられた。981年の教皇文書も合わせて、これらの偽文書が作成されたのは、11世紀はじめと推測される。1016年に司教ルノーが死去したのち、あとを継いだ司教アスランは、わずか2年の在位ののちスキャンダルで失脚し、パリ教会の威信が揺らいでいた。後継司教に選出されたのは、元パリ司教座教会参事会長のフランコで、彼は、司教就任までは、フランス王ロベールのもとで、実質的な王文書局長官を勤めていた人物である。おそらく彼の治世のもとで、一連の王文書、教皇文書の偽作が行われたが、この時期は同時に、右岸の繁栄の始まりを期す時期でもあった⁽³⁴⁾。

ロンバル＝ジュルダンの結論は、一部の概論にそのまま再録されて続けているが⁽³⁵⁾、これに真っ向から批判を加えていたのが、古文書学校における彼女の師でもあったボチエである。

アベラール生誕900年を記念する研究集会で、「アベラールの時期のパリ」と題して発表されたボチエの論考は、アベラールの生涯を、当時のフランス王権やパリ教会周辺で渦巻いていた政治闘争と連動させて再解釈したものと見て、つとに著名であるが、パリの歴史にとっても、いくつも重要な貢献となる指摘を行っている⁽³⁶⁾。

ボチエは、右岸および大橋について議論するなかで、まず資料状況と研究史を整理した上で、819年ルイ敬虔帝文書、861年シャルル禿頭王文書、981年ベネディクトゥス7世教皇文書の偽作を確認し、これらが相互に関係付けられた作成であることを承認する。その上で、従来、大橋の最初の確実な言及と見られていた1033年頃のフランス王アンリ1世文書について、その偽作の可能性を暗示する。この日付のない王文書は、パリのサン＝マグロワール教会への譲渡文書で、譲渡物件のなかに、セーヌ河の6つの水車が言及されているのである（大橋に二つ、小橋に一つ、ミルブレ橋に一つ）。この文書については、最初の批判的校訂者ラストリはオリジナルとみなす一方で、すでにニューマンが、ロベール敬虔王文書カタログのなかで、ロベール敬虔王の関連文書とともに偽作としながら、セーヌの橋に関する箇所は信頼できるとしていた。他方、アンリ1世王文書の同じく文書カタログを編纂したゼネは、伝来する単葉の用紙については後世の製作としながらも、文書自体の真正性は疑っておらず、前掲のゲルーはこれにしたがうなど、判断は分かれていた⁽³⁷⁾。この文書については、デュフルが事実上決着をつけ、1998年になってようやく刊行された『サン＝マグロワール教会文書集』の当該巻もこれに従っている。すなわち、ルイ6世文書集のなかで、デュフルは、1131年の日付を持つサン＝マグロワール教会のための王文書の偽作を論じるにあたって、当該文書のみならず、ロテール／ルイ5世連名文書、ロベール敬虔王文書、アンリ1世文書、そしてルイ7世文書を含め全部で9通の文書を検討し、アンリ1世以前の文書については11世紀末から12世紀始め、ルイ6世文書は1174年から87年の間に作成された偽文書としたのである⁽³⁸⁾。サン＝マグロワール教会の文書集を刊行した二人の編集者たち（といっても、当該の部分を担当したのはフォシ

エ女史）は、序論の最後に、特に「サン＝マグロワールの偽文書」と題する論文を掲載し、そのなかでこれらの偽文書についての議論を総括している。ここでも、基本的に関係のすべての王文書の偽作とその背景があらためて検証されており、本稿で問題としている1033年と推定されてきたアンリ1世文書について、これが12世紀の作成になる偽文書であることには、もはや疑いの余地がない⁽³⁹⁾。

いずれにせよ、ポチエは、ルイ6世の治世以前に、大橋が、現在の両替橋の場所にあったことを示す史料はないとした上で⁽⁴⁰⁾、少なくとも1122年の司教文書における大橋の確実な言及⁽⁴¹⁾までの時期にこの橋の建設が行われた可能性として、以下の状況を示唆する。

ポチエはまず、新しい大橋の建設は、この周辺、およびシテ島の王宮、さらには橋へのアクセスを大きく変えたはずとし、都市パリの大きな変容はルイ6世の時期に初めて見られたものとする。その上で、1111年3月に生じたムーラン伯ロベールによるパリ襲撃に注目する⁽⁴²⁾。ロベールは、パリ右岸のサン＝ジェルヴェ山Monceau Sait-Gervé付近を掌握しており、彼がシテ島に突入するなら、それは彼のパリの根拠地に隣接する旧ローマ橋（現在のノートル＝ダム橋）からしかありえない。ルイ6世は、この事件の結果荒れ果てたシテ島を再建する過程で、シテ島と右岸を結ぶ橋を移動させ、王宮の近く、つまり現在の両替橋の場所に大橋を石造りで建設し、橋の右岸側にはこれを守る要塞としてシャトレを築いた。

この事業は、パリの地誌の性格を大きく変えた。右岸では、この後、市がシャンポーへと移動し、経済活動の中心が、サン＝マルタン通り沿いのグレーヴ広場周辺から、サン＝ドニ通り周辺へと移った。この背景としては、ルイ6世の治世期のサン＝ドニ修道院の地位の高まりが、王宮とサン＝ドニとを結ぶルートの重要性を高めたことも貢献したにちがいない。シテ島内部においても重大な変化が生じたのは12世紀前半であった。1114年の王文書は、1107年に改革されたサン＝テロワ修道院の壁を削り、王宮との間に南北の通りを開設したが⁽⁴³⁾、これは北端で、新たに築かれた大橋へ接続させるためであった。こ

の位置に、城壁に沿って存在したサン＝バルテルミ教会が、最終的に、サン＝マグロワール教会として、1138年右岸へと移転したこともまた⁽⁴⁴⁾、この場所に城壁の門を築き、右岸からの通りをシテ島に受け入れるための空間を確保することに関係するものであった。他方、1115年の王文書は、旧ローマ橋のもとにあったサン＝ドニ＝ドゥ＝ラ＝シャルトル教会に対して、旧城壁との間にあった回廊部分の特権を、セヌ河まで拡張することを許可したが⁽⁴⁵⁾、これは、この頃、この周辺の城壁が撤去されたこととともに、旧ローマ橋がもはや機能していなかったことを示す。大橋については、1133年の文書が言及するある両替商の家が大橋にあったことが、1153年の王文書によって明らかになる一方⁽⁴⁶⁾、最終的には、1141/2年に、ルイ7世が、この橋以外での両替業を禁じる命令を出した⁽⁴⁷⁾。このころには、大橋はすでに両替橋であったことは確実である。

ポチエの見解は、彼自身のパリ史についての基本的理解、すなわち、都市パリの発展は、ルイ6世治世以後に本格化したとの信念に裏付けられており⁽⁴⁸⁾、この点で、中世と古代、ときにケルト期との連続性も強調するロンバール＝ジュルダンの前提とは根本的に異なる。また、右岸の発展や大橋の建設についての判断は、伝来する資料状況に強く依存していることも否めない。一般に流布している概説において、ロンバール＝ジュルダン説はもちろん、大橋のシャルル禿頭王建設説がいまだに見られるほか、これらの問題についての断言が避けられる傾向にあるように感じられるのも、決定的な結論には至っていないと判断されているからであろう⁽⁴⁹⁾。

しかしながら、パリ司教座教会の文書実践という観点からは、ポチエ説の妥当性が強く示唆されるように思われるのである。最後に、この点について述べよう。

3. パリ司教座教会における文書実践

本稿が検討の対象としている981年教皇ベネディクトゥス7世文書は、パリ

パリ司教座教会関連の複数の単葉用紙文書

年代	発給者	オリジナル	単葉のコピー	偽文書	Liber Niger
528	Childbert Ier			Arch.nat., K 1, no 1	no 61 (Cahiers VIII)
[774-800]	Charlemagne		Arch.nat., K 7, no 13b	Arch.nat., K 7, no 13(a)	no 38 (Cahiers V)
811	Etienne, comte de Paris		Arch.nat., K 7, no 17(2)	Arch.nat., S 388, no 1, 2a et 2b	no 44 (Cahiers VI)
814	Louis le Pieux	Arch.nat., K 8, no 1a	Arch.nat., K 8, no 1b et 1bis		no 35 (Cahiers V)
819	Louis le Pieux			Arch.nat., K 8, no 9	no 41 (Cahiers VI)
820	Louis le Pieux	original perdu			no 43 (Cahiers VI)
851	Charles le Chauve	Arch.nat., K 12, no 1a	Arch.nat., K 12, no 1b, 1c et 1		no 43 (Cahiers VI)
861	Charles le Chauve			faux perdu	no 7 (Cahiers I)
867	Charles le Chauve	Arch.nat., K 14, no 2(2)	Arch.nat., S 231, no 3		no 9 (Cahiers II)
868	Charles le Chauve		Arch.nat., K 14, no 5		no 99 (Cahiers XII)
872	Charles le Chauve	Arch.nat., K 11, no 4a	Arch.nat., K 11, no 4b		no 40 (Cahiers V)
878	Louis le Bègue	original perdu			no 36 (Cahiers V)
[882-888]	Eudes			faux perdu	no 37 (Cahiers V)
900	Charles le Simple	Arch.nat., K 16, no 2			no 10 (Cahiers II)
907	Charles le Simple		Arch.nat., K 16, no 6a et 6b		no 42 (Cahiers VI)
909	Charles le Simple	original perdu			no 8 (Cahiers I)
911	Charles le Simple	Arch.nat., K 16, no 7a	Arch.nat., K 16, no 7b		no 6 (Cahiers I)
981	Benoit VIII			Arch.nat., L 220, no 5	no 1 (Cahiers I)
[986-979]	Lothaire et Louis V	Arch.nat., K 17, no 5a	Arch.nat., K 17, no 5b		no 45 (Cahiers VI)
995	Renaud, ev.Paris	Arch.nat., K 18A, no 1(4a)	Arch.nat., K 18A, no 1(4b)		
1006	Renaud, ev.Paris (lean)		Arch.nat., S 302a, no 4	Arch.nat., S 305B, no 1	no 2 (Cahiers I)
1006	Renaud, ev.Paris (lean)			Arch.nat., L 463, no 1	no 5 (Cahiers I)
[1032-49]	Hilduin, archev.Sens			Arch.nat., K 19, no 2(7)	no 33 (Cahiers V)
[1055c]	Agobert, ev.Chartrres	Arch.nat., S 254, no 1A	Arch.nat., S 254, no 1B et 4		no 32 (Cahiers IV)
1094	Geoffroi, ev.Paris	Arch.nat., K 20B, no 6(11)	Arch.nat., L 920, no 1		no 39 (Cahiers V)
[1102c]	Etienne, comte Blois	Arch.nat., K 20, no 6(22)	Arch.nat., S 371B, s.n.		
1105	Gaïlon, ev.Paris	Arch.nat., K 20B, no 7(6)	Arch.nat., K 20B, no 7(6b)		
1108	Gaïlon, ev.Paris	Arch.nat., K 21A, no 1(3)	Arch.nat., L 463, no 3		
[1112-1117]	Louis VI	Arch.nat., K 21A, no 7a	Arch.nat., K 21, no 7b		no 12 (Cahiers II)
1115	Lambert, ev.Noyon	Arch.nat., S 435, s.n.	Arch.nat., S 435, s.n.		no 23 (Cahiers III)
1143	Louis VIII	Arch.nat., K 23, no 7a	Arch.nat., K 23, no 7b		no 136 (Cahiers XV)

司教座教会のための、日付のないロテールおよびルイ 5 世文書をもとにしながらも、そこにはないサン＝ジェルマン＝ロクセロワ教会周辺のパリ右岸、および大橋の権利についての一節を含んでいる。そして、後者は、819年ルイ敬虔帝および861年シャルル禿頭王文書がともに言及している。

ところで、パリ司教に対して、サン＝ジェルマン＝ロクセロワ教会の土地に、大橋を建設する許可を与えた861年王文書は、パリ教会のカルチュレールでしか伝来しないが、最初の批判的資料刊行者ラストリがすでに、この文書の真正性について疑問を呈していた。その理由の多くは、複数の日付要素の不一致、コロボラチオの表現、および言及される文書局書記の奇妙さなど、主として文書学上の検討結果であったのである。その上で、この文書には、サン＝ジェルマン通り境界の特権について、シャルル自身および前任者たちの文書が言及されていたことから、ラストリは、伝来する唯一の関連文書である（この件については、シャルル禿頭王文書は伝来しない）、819年ルイ敬虔帝文書についてもまた、その真正性を疑問視したわけである⁽⁵⁰⁾。シャルル禿頭王文書集の刊行者であるテシエもまた、909年のシャルル単純王文書を引いて⁽⁵¹⁾、シャルル禿頭王がパリ司教に大橋の権利を譲渡したことは認めながらも、すでに見たように、この861年文書自体は偽文書に分類し、現在は失われているこの文書の偽オリジナルは、819年ルイ敬虔帝文書と同じ時期に作成された（11世紀とする）ものであろうという⁽⁵²⁾。

他方、819年10月19日付ルイ敬虔帝文書は、偽オリジナルとパリ教会のカルチュレールによって伝来する⁽⁵³⁾。そして、繰り返すが、ロンバル＝ジェルダンも、ボチエも、関係の三つの文書、すなわち、819年ルイ敬虔帝文書、861年シャルル禿頭王文書、981年教皇ベネディクトゥス 7 世文書は、セットで偽作されたものとみなしている。問題は、その作成年代である。

ここで想起せねばならないのは、パリ司教座教会における、特にカロリング期の文書の伝来状況である。別稿で検討したように、パリ司教座教会は、12世紀初めに最初のカルチュレールを編集したが、これに先立って、多くの偽文書、偽オリジナル、さらには単葉の用紙へのコピーを作成していた形跡がある

(54)。別表は、12世紀中葉以前の時期に発給された文書について、紀元千年以前はすべての文書を、その後は、偽文書あるいは単葉のコピーが同時に伝来する文書を掲げたものである。ここから、以下の諸点を指摘することができる。

第一に、ここでは、真正な文書のほかに、相当数の偽文書、偽オリジナルの存在が確認される。後者については、真正な文書、あるいは所与を前提とした「書き直し文書 *acte restitué*」の可能性もあるが、ここで興味深いのは、真正なオリジナル文書とは別に、単葉のコピーが相当数伝来することである。文書形式学の研究史の上で、いわゆる図像的再現コピー *copie figurée* と称されてきたのが、この種の単葉コピーであるが⁽⁵⁵⁾、近年モレルがあらためて指摘するように、この種のコピーは、オリジナルを忠実に再現するのではなく、むしろそれとは明確に異なる外観を持つコピーとして意識的に区別して作成されていた⁽⁵⁶⁾。図像的再現コピーについては、従来その作成の主体について、発給者あるいは受益者の双方の可能性が指摘されてきたが、ここで問題となる単葉コピーの大半は、おそらく間違いなく、受益者であるパリ司教座教会の手になるものと考えられる⁽⁵⁷⁾。さらに、12世紀初めの二つのパリ司教文書について、受益者はパリ周辺のそれぞれ異なる二つの修道院であるにもかかわらず、オリジナル、単葉コピー双方とも、パリ司教側の作成と考えられる⁽⁵⁸⁾。いずれにせよ、パリ司教座教会は、とりわけカロリング期の権威発給文書について、単葉の用紙（偽オリジナル、コピー）を、ときには同一文書に複数用意するなどの操作を行っていたのである。

第二に、このような単葉の用紙操作の対象となった文書の年代が興味深い。表からは、この操作が、もっぱらカロリング期の文書に対して行われたのち、11世紀の文書についてはほとんどなされず、12世紀初めの文書にかんして突然復活したのち、その後ほぼ完全に消滅することがわかる。重要なのは、特にカロリング期から11世紀初めの文書について伝来する、偽オリジナルや単葉のコピーについて、最近の研究は、主として書体、筆跡の照合から、11世紀末から12世紀初めの作成を示唆していることである⁽⁵⁹⁾。この点で、その重要性があらためて示唆されるのが、日付のないルイ6世文書（1112年から1116

年と推定)である。サン＝ジェルマン＝ロクセロワ教会周囲のブルに関するパリ司教の権利が、真正な文書では最初に確認されるこの文書についてもまた、同時期としては例外的に、オリジナルとともに、単葉のコピーが作成されている⁽⁶⁰⁾。さらに、この文書は、オリジナルに関しても、その書体の検討から、パリ司教座教会側での作成が検証されており⁽⁶¹⁾、単葉のコピーも含めて、作成から伝来までのすべての段階で、パリ司教座教会が関与していたわけである。

ところで、12世紀初めは、すでに言及したように、パリ司教座教会最初のカルチュレールLiber Nigerが編纂された時期でもある。このカルチュレールについては、別稿で細かく検討したので⁽⁶²⁾、ここでは、その編纂過程について、以下の諸点を指摘しておきたい。

第一に、このカルチュレールの原初部分は、三つの部分に分けられる。第一の部分(折り丁1～8)は1120年すぎごろに一気に成立した。第二の部分(折り丁9～12)は、第一部分の補遺として作業が開始され、参事会の諸権利確保の性格を濃くしたのち、1127年のパリ司教と参事会との間の紛争解決文書によって締めくくられる。第三の部分は(折り丁13～16)、1140年頃に転写が開始され、その後1150-70年代を通じて加筆を受け続けた。

第二に、このカルチュレールは、発給者や年代など、特定の定まった基準にしたがって、文書が転写されていない。カルチュレールの最初に転写されているのは981年の教皇ベネディクトゥス7世文書で、折り丁1には、教皇文書5通(うち2通は、司教文書に教皇名を付加したもの⁽⁶³⁾)、王文書3通が収められているが、その中には、861年シャルル禿頭王文書も含まれる。

第三に、このカルチュレール作成に際して参照されたのは、現在伝来する文書オリジナル、偽オリジナル、あるいは単葉のコピーであったと思われる。981年教皇ベネディクトゥス7世文書についても、発給者の欄は、現在伝来する偽オリジナルにおいて、一旦削られた上に書かれた状態がそのまま転写されている⁽⁶⁴⁾。

以上の検討から、パリ司教座教会は、1120年ごろのカルチュレールの編纂

に連動、あるいは先行する事業として、単葉のコピーを体系的に作成したのではないかという仮説を提起することができるように思われる（あるいは、体系的な単葉コピー作成の延長上で、カルチュレールの編纂が企図されたとも考えられる）。そして、そこからは、何らかの理由で、当時伝来する状態では都合が悪かった文書の「書き直し＝復元restitué」としての偽オリジナル、さらには、「真正な事実」（と当事者たちは信じた）を証明するはずの偽文書の作成へは、わずかな距離しかなかったであろう。

以上を念頭に置いて、最後に、981年文書に戻ろう。

第一に、この文書の特異性は、当該時期、パリ司教座教会が発給を受けた唯一の教皇文書であること、パリ教会最初のカルチュレールの冒頭という特別な位置付けを与えられていることである。Liber Niger自体、法制度的な凝集力を強めつつあったパリ司教座教会参事会によるイニシアティヴ（おそらくは間違いなく、この時期、パリ教会を実質的にリードしていた、文書局書記を中心とするテクノクラート派、およびそのリーダーであったエチテンヌ・ドゥ・ガurlランド）のもとで、参事会を中心とするパリ教会の権益の保全を第一の目的としていたはずである⁽⁶⁵⁾。そして、ベネディクトゥス7世教皇文書は、その役割を十全なやり方で果たすべくように編集されていると言える。カルチュレールの冒頭に、(王文書ではなく)教皇による財産・諸権利確認文書を必要とした理由については定かではないが、ロテールおよびルイ5世文書文書の内容をまとめて確認するために、同時期の教皇ベネディクトゥス7世がその発給者として選ばれたのであろう⁽⁶⁶⁾。

第二に、この教皇文書には、大橋と右岸のサン＝ジェルマン地区の諸権利の確保もまた期待されていた。なぜであろうか。ここで想起されるのが、前述のルイ6世文書である。この文書は、そもそもシテ島や右岸についてのパリ司教の裁判権とともに、パリ教会およびその従属下の諸教会（サン＝ジェルマン＝ロククセロア、サン＝テロワ、サン＝マルセル、サン＝クルー、サン＝マルタン＝ドゥ＝シャンポー）の従属民に対する権利（裁判権、身分解放権、裁判での立証能力など）など、パリ司教座教会が都市パリおよびその周辺に有する

諸権利を広範に確認するものであった。1112 - 17年の発給と推定されているこの文書の背景として、1111年のムーラン伯によるパリ襲撃、およびその直後に実施されたルイ 6 世による都市パリの改造を想定することは、理にかなっているように思える。そして、この文書作成の段階では、三つの関連する偽文書は、まだ存在していなかった可能性がある。というのも、この文書には、この種の確認文書には定番の言及であるはずの前任者たちの行為あるいは文書の言及がないばかりか、本稿の検討にとって重要なサン＝ジェルマンのブルについて語る箇所は、前述の 3 文書とは文章表現が異なっているのである⁽⁶⁷⁾。おそらくパリ司教座教会は、この王文書の作成をきっかけとして、新たに建設された大橋と、右岸のサン＝ジェルマン教会ブルに関する特権を確保する必要に気づき⁽⁶⁸⁾、ルイ敬虔帝およびシャルル禿頭王文書を偽作するとともに、その内容を、カルチュレール編纂のために偽作しようとしていた教皇ベネディクトゥス 7 世文書にも挿入したのである。

ところで、この教皇文書作成に際しては、すでに述べたように、教皇文書書式集、あるいは紀元千年頃の教皇文書が参照された形跡がある。パリ教会の文書局は、この種の情報をどのようにして入手したのであろうか。実は、1119年 1 月末、イタリアを追われた教皇ゲラシウス 2 世が、滞在中のクリュニで死去したのち、同所で新たに選出された教皇カリクトゥス 2 世は、その後 1120年初めにかけてフランスに滞在し続け、1119年 10月初旬、および 11月末にはパリを訪れている。フランス王権はもちろん、教皇庁にとっても政治的に重要なこの旅行中、カリクトゥス 2 世は文書を発給し続けており、文書局スタッフを同道していた⁽⁶⁹⁾。このとき、パリ司教座教会文書局の書記たちが教皇文書局書記たちと直接接触したことを想定することが突飛な思いつきではないなら、ベネディクトゥス 7 世教皇文書の偽作、そしてこれと連動していたパリ司教座教会最初のカルチュレールである Liber Niger の作成は、1119年秋以後ほどなく開始されたと考えることもできる⁽⁷⁰⁾。

おわりに

本稿は、981年12月30日の日付を持つ教皇ベネディクトゥス7世文書の成立過程を、一方では、その内容である都市パリの形成という観点、他方では、受益者であるパリ司教座教会の文書実践という観点から、それぞれ検討したものである。結果的に、ボチエの見解を強く支持する結論を得たが、1100年頃の都市パリ、およびパリ司教座教会の急激な変容の想定は、私の一連のパリ司教座教会研究自体が証明してきた方向でもある。パリは、都市としても、王権の座としても、そして司教座教会の制度・社会史という観点からも、11世紀末以降の時期に、決定的な発展へと踏み出したように思われる。その理由と背景を、諸構造と意思決定の両面からさらに検討を深めることが求められているが、いずれも今後の課題としたい。

注

- (1) MORELLE, L., La main du roi et le nom de Dieu: la validation de l'acte royal selon Hincmar, d'après un passage de son *De divortio*, in J. HOAREAU-DODINAU et P. TEXIER, éd., *Foi chrétienne et églises dans la société politique de l'Occident du Haut Moyen Age (IVe-XIIIe siècles)*, Limoges, 2004, p.287.
- (2) cf. GUYOTJEANNIN, O., MORELLE, L. et PARISSÉ, M., éd., *Pratiques de l'écrit documentaire au XIe siècle (t. 155 de Bibliothèque de l'Ecole des chartes, 1997)*, Paris, 1997; MORELLE, L., Instrumentation et travail de l'acte : quelques réflexions sur l'écrit diplomatique en milieu monastique au XIe siècle, in *Médiévales*, 56, 2009, pp.41-74.
- (3) cf. MORELLE, L., Les chartes dans la gestion des conflits (France du Nord, XIe-début XIIIe siècle), in *Pratiques de l'écrit documentaire au XIe siècle (t. 155 de Bibliothèque de l'Ecole des chartes, 1997)*, 1997, pp.267-298; 岡崎敦「11世紀北フランスに文書史料の危機はあったか ―パリ司教座教会の場合―」『西洋史学論集』37、1999年、1-21頁
- (4) cf. IOGNA-PRAT, D., La confection des cartulaires et l'historiographie à Cluny (XIe-XIIe siècles), in O. Guyotjeannin, L. Morelle et M. Parisse, éd., *Les cartulaires. Actes de la Table ronde organisée par l'Ecole nationale des chartes et le G.D.R. 121 du C.N.R.S., Paris, 5-7 décembre 1991*, Paris, 1993, pp.27-44; GEARY, P. J., *Phantoms of Remembrance. Memory and oblivion at the End of the First Millennium*, Princeton, 1994; CHASTANG, P., *Lire, écrire, transcrire. Le travail des rédacteurs de cartulaires en Bas-Languedoc (XIe-XIIIe siècles)*, Paris, 2001; CHASTANG, P., *Mémoire des moines et mémoire des chanoines: Réforme, production*

textuelle et référence au passé carolingien en Bas-Languedoc (XIe-XIIe siècles), in J.-M. SANSTERRE, éd., *L'autorité du passé dans les sociétés médiévales. Actes du colloque organisé par l'Institut historique belge de Rome, l'Ecole française de Rome, l'Université libre de Bruxelles et l'Université Charles de Gaulle-Lille III en collaboration avec l'Academia Belgica (Rome 2, 3 et 4 mai 2002)*, Rome, 2004, pp.177-202; MAZEURE, N., *La vocation mémorielle des actes. L'utilisation des archives dans l'historiographie bénédictine des Pays-Bas méridionaux, Xe- XIIe siècles*, Tuvnhout, 2014.

- (5) CONSTABLE, G., Forgery and plagiarism in the Middle Ages, in *Archiv für Diplomatik*, 29, 1983, pp.1-41; *Fälschungen im Mittelalter. Internationaler Kongreß der Monumenta Germaniae Historica, München, 16.-19. September 1986. Teil I: Kongreßdaten und Festvorträge. Literatur und Fälschung. Teil II: Gefälschte Rechtstexte. Der bestrafte Fälscher. Teil III: Diplomatische Fälschungen (I). Teil IV: Diplomatische Fälschungen (II). Teil V: Fingierte Briefe. Frömmigkeit und Fälschung. Realienfälschungen. Teil VI: Register (1990)*, Hannover, 1988, 6 vol.; MORELLE, L., Par delà le vrai et le faux. Trois études critiques sur les premiers privilèges pontificaux reçus par l'abbaye de Saint-Bertin (1057-1107), in R. GROSSE, éd., *L'acte pontifical et sa critique*, Bonn, 2007, pp.51-86; PONCET, O., éd., *Juger le faux (Moyen Age - Temps modernes)*, Paris, 2011.
- (6) 稿末の付録史料テキストを参照。なお、テキストにおいては、次注に示した「偽オリジナル」の改行箇所を示すとともに、文書形式学的な構成区分や内容にしたがって、あらたに改行を施している。
- (7) *A'. Arch.nat.*, L 220, no 5.
- (8) *B. Copie du XIIe s., Livre noir, Arch.nat.*, LL 78, pp.23-27, no I; *C. Copie du XIIIe s., Grand Pastoral, Arch.nat.*, LL 76, p.551-2; *D. Copie du XIIIe s., Petit Pastoral, Arch.nat.*, LL 77, pp.5-10, no III. このほか、1765年に、単葉の用紙に筆写したコピーがある。 *E. Arch.nat.*, L 220, no 5bis.
- (9) DE LASTEYRIE, R., éd., *Cartulaire général de Paris*, Paris, 1877, no 65, p.89, n. 3 (以下、CGPと略記); HALPHEN, L., *Paris sous les premiers capétiens (987-1223). Etude de topographie historique*, Paris, 1909, p.108; ZIMMERMANN, H., ed., *Papsturkunden 896-1046. Erster Band: 896-996*, Wien, 1988, no +271, S. 532-533; ZIMMERMANN, H., ed., *Papstregesten 911-1024*, Wien/Köln/Weimar, 1998, no +581, S. 179-180.
- (10) *Liber Niger*については、拙稿「西欧中世における記憶の管理とアーカイヴズ ―バビロン司教座教会のあるカルチュレルをめぐって (Liber Niger) ―」、『史淵』146輯、2009年3月、57-89頁、を参照。
- (11) cf. ZIMMERMANN, *Papsturkunden 896-1046. Erster Band: 896-996*, p.532. ミーニユの『ラテン教父集』105巻に収録されたガルネリウス版では、同一のアレンガが、以下の2箇所を確認される。 *Liber Diurnus Romanorum Pontificum, cap. VII, tit. VI, X*, in *PL, CV*, col. 108 et 110.

- (12) cf. Arenga: *Papsturkunden 896-1046. Erster Band: 896-996*, nos 241, 242, 259, 287, 308, 309; Stephanus notarius: loc.cit., nos 232, 233, 234, 235, 237, 240, 242, 244, 248, 250, 252, 255, 256, 270, 273, 274, 280, 287, 305, 306, 308, 309, 310.
- (13) ZIMMERMANN, H., ed., *Papsturkunden 896-1046. Zweiter Band: 996-1046*, Wien, 1985, nos 425 u. 431; GROSSE, R., Die beiden ältesten Papsturkunden für Domkapitel von Paris (JL 3949 und 3951), in R. GROSSE, éd., *L'acte pontifical et sa critique*, Bonn, 2007, pp.15-29. これらの2文書は、司教文書に教皇名を付加したものとみなされる。書式も、教皇文書との共通性はなく、逆に同時期のバリ司教文書との関係が深い。
- (14) A. Arch.nat., K 17, no 5a; B. Copie du XIIe s., Arch.nat., K 17, no 5b; C. Copie du XIIe s., Livre noir, Arch.nat., LL 78, p.113-118, no 45; D. Copie du XIIIe s., Arch.nat., LL76, p.577; LL 77, p.95-100, no XLIX; CGP, no 66; HALPHEN, L. et LOT, F., éd., *Recueil des actes de Lothaire et de Louis V, rois de France (954-987)*, Paris, 1908, no 56, p.129-133. この文書については、王権のパフォーマンス行為という観点からの研究がある。KOZIOL, G., A father, his son, memory, and hope: The joint diplomata of Lothar and Louis V (Pentecost Monday, 979) and the limits of performativity, in J. MARTSCHUKAT und S. PATZOLD, ed., *Geschichtswissenschaft und »Performative Turn«. Ritual, Inszenierung und Performanz vom Mittelalter bis zur Neuzeit*, Köln/Weimar/ Wien, 2003, p.83-103.
- (15) LOT/HALPHEN, Lothaire, *op.cit.*: «Spedonam nomine, cum ecclesia in honore sancti Beati dicata, ac villam vocabulo Macerias»; «laustrum ipsius congregationis ... unusquisque canonicus suam propriam domum, cum omni substantia dare vel vendere»; «eligentes prepositum et decanum, qui et eorundem prevideant villas»; «Ondresiacum cum ecclesia et altare omnique integritate et suis [adjacentiis], Aureliacum cum ecclesia et altare suisque appenditiis, Civiliacum cum ecclesia et altare et omnibus inibi adjacentibus, Laiacum, Castenedum cum ecclesia et altare omnibusque adjacentibus, Baniolum cum ecclesia et altare ceterisque appenditiis, Sulciacum cum ecclesia et altare et res in Larziaco et in Lotveo villa cum omnibus ad usus fratrum pertinentibus, Cristoilum cum ecclesia et altare ... Eleriacum videlicet, Steovillam, Rosetum, Cellas et Vernou, Machelum et Samesium, Mintriacum et Mauriacum, cum ecclesiis et universis ad se pertinentibus, Viriacum»
- (16) A'. Arch.nat., K 8, no 9; B. Copie du XIIe s., Livre noir, Arch.nat., LL 78, pp. 89-92, no 35; C. Copie du XIIIe s., Petit Pastoral, Arch.nat., LL 77, pp.75-77, no XXXIII; CGP, no 32 (ao 820). cf. *Regesta Imperii*, no 704 (683).
- (17) loc.cit. : « de regali via ex parte Sancti Germani a Sancto Mederico usque ad locum qui vulgo vocatur Tudella, in ruga Sancti Germani, neque in aliis minoribus viis quæ tendunt ad monasterium ejusdem prenominati Sancti Germani »
- (18) A. Arch.nat., K 12, no 1a; B. Arch.nat., K 12, no 1b; C. Arch.nat., K12, no 1c; D. Arch.nat., K 12, no 1; E. Copie du XIIe s., Livre noir, Arch.nat., LL 78, pp. 107-110, no XLIII; F. Copie du XIIIe s., Petit Pastoral, Arch.nat., LL 77, pp.58-61; CGP, no 40 (ao 850); TESSIER, G., éd.,

Recueil des actes de Charles le Chauve, Paris, 1943/52, no 137 (以下、*Charles le Chauve*と省略).

- (19) CGP, no 35. パリ教会のカルチュレールでのみ伝来する。
- (20) *Charles le Chauve*, no 485 (faux); CGP, no 45.
- (21) *Loc.cit.*: « ipsum pontem, ... una cum via quae per terram Sancti Germani ad eundem pontem vadit. »
- (22) *A. Arch.nat.*, K 21B, no 7a ; *B. Arch.nat.*, , K 21B, no 7b; *C. Copie du XIIe s.*, Livre noir, Arch.nat., LL 78, pp. 45-50, no XXII; *D. Copie du XIIIe s.*, Petit Pastoral, Arch.nat., LL 77, pp.63-67; CGP, no 156 (ao c1110); DUFOUR, J., éd., *Recueil des actes de Louis VI, roi de France (1108-1137)*, Paris, 1991/4, no 121, pp.247-252. (以下、*Louis VI*と略記)
- (23) *A. Arch.nat.*, L 320, no 21 (olim 28b); *B. Copie du XIIe s.*, Livre noir, Arch.nat., LL 78, pp.260-263, no CLIII; *C. Copie du XIIIe s.*, Petit Pastoral, Arch.nat., LL 77, pp.20-23, no XI; *D. vidimus du 16/1/1309*, Arch.nat., L 230, no 28c.
- (24) *Charles le Chauve*, III, p.612
- (25) FAVRE, E., *Eudes. comte de Paris et roi de France (882-898)*, Paris, 1893, pp.24-25.
- (26) FLEURY, M., Histoire de Paris, in *Annuaire de l'Ecole pratique des hautes études. 4e section, Sciences historiques et philologiques*, 101, 1969, pp.364-365. この箇所は、厳密には、クルコル女史の講演内容の紹介である。
- (27) BOUSSARD, J., *Nouvelle Histoire de Paris. De la fin du siècle de 885-886 à la mort de Philippe Auguste*, Paris, 1976, p.152.
- (28) この文書は、パリ司教座教会のカルチュレールによってのみ伝来する。LAUER, P., éd., *Recueil des actes de Charles le Simple*, Paris, 1940/49, no 62.
- (29) LOT, F., Mélanges carolingiens II: Le pont de Pîtres, III: Le nom ancien de la Bresle, in *Le Moyen Age*, 18, 1905, pp.1-27; Paris, 1905, pp.137-138 = Additions et corrections, II, p.58-59. ロットは、サン＝ジェルマン＝デ＝プレの修道士アドンが言及する橋も、パリではなくピートルの橋とする。
- (30) GUEROUT, J., Le Palais de la Cité, des origines à 1417, in *Mémoires de la Fédération des sociétés savantes de Paris et de l'Ile-de-France*, 1-3, 1949-1951, pp.114-115, 130-131 et 138; FRIEDMANN, A., *Paris, ses rues, ses paroisses du Moyen Age à la révolution. Origine et évolution des circonscriptions paroissiales*, Paris, 1959, pp.198-199.
- (31) LOMBARD-JOURDAN, A., *Paris. Genèse de la ville: la rive droite de la Seine, des origines à 1223*, Paris, 1976; LOMBARD-JOURDAN, A., *Aux origines de Paris. La genèse de la rive droite jusqu'en 1223*, Paris, 1985. 前者はタイプ印刷からなる古文書学校卒業論文の刊行で、後者はその増補改定版であるが、両者の間には、本稿で検討している問題についての根本的な意見の変更はない。このため、本稿では、基本的に、後者のレフェランスのみを記すことにする。なお、のちに検討する1981年に刊行されたボチエの論文は、ロンバル＝ジュルダンの1979年の書物での議論に対して、様々な批判を加えている。

奇妙なことに、1985年に刊行された彼女の増補改定版において、ボチエの論文は参考文献リストに記載されているにも関わらず、本文中には一切言及がない。

- (32) *MGH, Capitularia regum Francorum*, II, Hannover, 1897, p.361: «De civitate Parisius et de castellis super Sequanam et super Ligerim ex utraque parte, ...»
- (33) LOMBARD-JOURDAN, *Aux origines*, pp.36-40.
- (34) *Loc.cit.*, pp.63-68.
- (35) CHADRYCK, D. et LEBORGNE, D., *Atlas de Paris. Evolution d'un paysage urbain*, Paris, 1999, p.30.
- (36) BAUTIER, R.-H., Paris au temps d'Abélard, in *Abélard en son temps. Actes du colloque international organisé à l'occasion du 9e centenaire de la naissance de Pierre Abélard (14-19 mai 1979)*, Paris, 1981, pp.21-77, surtout pp.34-39, 40-44.
- (37) *Arch.nat.*, K 19, no 1(3); CGP, no 87; NEWMAN, W. M., *Catalogue des actes de Robert II, roi de France*, Paris, 1937, p.158; SOEHNEE, F., *Catalogue des actes de Henri Ier, roi de France (1031-1060)*, Paris, 1907, no 33; GUEROUT, *op.cit.*, p.131, n.1.
- (38) *Louis VI*, no 451, surtout pp.424-427.
- (39) TERROINE, A. et FOSSIER, L., éd., *Chartes et documents de l'Abbaye de Saint-Magloire, t. I. Fin du Xe siècle - 1280*, Paris, 1998, no 8 (acte suspect), p.75 et 49 (Note liminaire: Les faux de Saint-Magloire). (以下、*Saint-Magloire*と略記)
- (40) 実は、1064年のサン＝マグローワール関連のノティティアが、「パリの大橋の水車 quendam molendium situm in Magno Ponte Parisii」に言及している。この史料に関しては、サン＝マグローワール文書集の編纂者以外は参照しておらず、また、文書集編纂者たちは、(あえて?) パリの大橋問題への言及を避けている。これがローマ橋なのか、それともカロリング橋なのかをめぐっては、さまざまな解釈がありえるかもしれない。なお、この文書は、この教会のある写本に由来する断片的な用紙に転写されたもので、12世紀のものとしてされているが、資料編纂者はその真正性について疑問を提示していない。*Loc.cit.*, no 11, p.81.
- (41) 1122年のパリ司教ジルベール文書は(真正性を疑う余地がないオリジナルが伝来)、サン＝ヴィクトル教会に、セーヌ河の水車の半分、および大橋とミブレイ(橋)との間の司教の「築」の収入を譲渡するものだが、これは、前任司教ガロンの確認というかたちをとっている。したがって、大橋自体は、1116年に死去したガロンの治世期にすでに存在した可能性がある。*Arch.nat.*, L 893, no 45 (olim L 892, no 1); CGP, no 194. cf. *Louis VI*, t. III, III-7, p.80 (王の同意の言及)。
- (42) LUCHAIRE, A., *Louis VI le Gros. Annales de sa vie et de son règne (1081-1137)*, Paris, 1890, no 111, pp.59-60. cf. BOURNAZEL, E., *Louis VI*, Paris, 2007, p.114.
- (43) *Louis VI*, no 96, pp.209-210.
- (44) サン＝マグローワール教会の歴史については、前掲文書集に付された付録1「歴史的概観」を参照のこと。*Saint-Magloire*, Appendice I. L'abbaye de Saint-Magloire: Aperçu de son

histoire, surtout pp.515-517.

- (45) *Louis VI*, no 101, pp.215-217.
- (46) CGP, no 240, LUCHAIRE, *Louis VI*, no 523; CGP, no 380, LUCHAIRE, A., *Etudes sur les actes de Louis VII*, Paris, 1885, no 305.
- (47) CGP, no 288, LUCHAIRE, *Louis VII*, no 84.
- (48) この点についてのポチエの基本的見解については、BAUTIER, R.-H., *Quand et comment Paris devint capitale*, in *Bulletin de la Société de l'histoire de Paris et de l'Ile-de-France*, 105, 1978, pp.17-46. を参照。
- (49) 網羅的な調査ではないが、ポチエ説を明確に採用している概説は、以下のものだけであった。PITTE, J.-R., éd., *Paris. Histoire d'une ville*, Paris, 1993, p.46.
- (50) CGP, no 45, p.62, n.1.
- (51) この文書は、すでに述べたように、パリ司教座参事会への、パリの橋と水車の譲渡で、シャルル禿頭王文書を確認するものだが、この橋は、ロンパール=ジュルダンにとっても、ポチエにとっても、ローマ期の *cardo* にそった旧ローマ橋である。
- (52) *Charles le Chauve*, no 485, III, p.612. なお、テシエは、シャルル禿頭王による、パリ司教への橋の譲渡文書は、現在失われているとして、別番号を与えるとともに、その年代について、856年7月14日を提案する。loc.cit., no 186.
- (53) CGP, no 32, pp.43-44, n.1. 前注16参照。
- (54) 岡崎敦「パリ司教座教会における文書実践の諸相（9世紀-12世紀始め）」、丹下栄編『カロリング期社会変革の基礎的研究。教会エリート、大所領（研究成果報告書）』、2015年、47-72頁、特に53-62頁。
- (55) GIRY, A., *Manuel de diplomatique*, Paris, 1894, p.12; GUYOTJEANNIN, O., PYCKE, J. et TOCK, B.-M., *Diplomatique médiévale*, Turnhout, 1993, p.286.
- (56) モレル「文書オリジナルとはなにか」『史学』76、2007年、89-120頁、特に97-99頁参照。
- (57) 前掲拙稿「文書実践」の当該箇所を参照のこと。なお、1055年ごろのシャルトル司教アゴバルドゥス文書は、シャルトル司教作成のオリジナルとは別に、王のモノグラムが付加された単葉の用紙が別途、パリ教会側によって作成された特異例である。A. Arch.nat., S 254, no 1a; B. Arch.nat., S 254, no 1b (monogramme royale); C. Arch.nat., S 254, no 4. また、1094年のパリ司教ジョフロワ文書は、オリジナルと単葉のコピー1点によって伝来するが、これらの伝来状況から、単葉のコピー、さらにはその後世のコピーの作成は、文書の受益者であるマルムチエ修道院側と考えられる。A. Arch.nat., K 20B, no 6(11); B. Arch.nat., L 920, no 1; C. XVIIe s., par Dom Martène, *Histoire de Marmoutier*, Bibl. nat., lat. 12878, fol.303v.
- (58) 岡崎「文書実践」60-61頁。
- (59) 同上53-60頁。とりわけガスパリーとデュフルの書体、筆跡鑑定は重要である。両者のフランス王文書研究に加えて、特に以下のものが挙げられる。GASPARRI, F., *Remarques sur l'activité de la chancellerie du chapitre cathédral de Paris au début du XIIe siècle*,

- in M. Parisse, éd., *A propos des actes d'évêques. Hommages à L. Fossier*, Nancy, 1991, pp.245-50; GASPARRI, F., Acte de donation de la terre Larchant par Rainaud, évêque de Paris, au chapitre de Notre-Dame (1005), in *Larchant, 10.000 ans d'histoire*, Nemours, 1998, pp.126-128.
- (60) 前注22参照。
- (61) GASPARRI, F., *L'écriture des actes de Louis VI, Louis VII et Philippe Auguste*, Genève/Paris, 1973, p.20.
- (62) 岡崎敦「記憶の管理」
- (63) 前注13参照。
- (64) 528年の日付を持つキルデバルト1世文書は、カルチュレールにおいては、発給者の王の名前および肩書きが欠けている（のちのカルチュレールでは補われている）。他方、伝来する偽オリジナルでは、この発給者部分が、用紙上部の欄外に薄く書かれている。カルチュレールの筆生はこれを見落としたか、あるいはこの段階では、この欄外の記入が偽オリジナルには書かれていなかったかのどちらかであろう。確実なのは、このカルチュレールは、現在伝来する偽オリジナルを転写したことである。A. Arch.nat., K 1, no 1; B. Livre noir, Arch.nat., LL 78, pp.136-138, no 61; C. XIIIe, Petit Pastoral, Arch.nat., LL 77, pp.100-102, no L.
- (65) cf. 岡崎敦「パリ司教座教会参事会における共同生活（9-12世紀）」『西洋史学論集』34、1996年、1-27頁；岡崎敦「パリ司教座教会参事会の印章（12世紀）」『西洋史学論集』39号、2001年、1-21頁。
- (66) 偽オリジナルの発給者欄に加えられた削除と書き直しの痕跡は、この用紙作成の最終段階で、発給者が変更されたことを示唆する。真正なオリジナルなら考え難いこの処置が示唆するのは、文書の発給教皇は、ロテール／ルイ5世王文書以降で、教皇文書書式が一変する11世紀半ば以前なら、誰でもよかったことであろう。
- (67) *Louis VI*, no 121, pp.250-251: «Notantum quidem est quia spatium illud et predicta terra illam habent banleuge consuetudinem, que est in burgo Sancti Germani, qui ad episcopum pertinet.»
- (68) ロンバル＝ジュルダンが指摘するような、909年シャルル単純王文書に言及される右岸への橋の権利を、旧ローマ橋から大橋へ密かに読み替える意向があったかどうかは、検証できない。
- (69) cf. LUCHAIRE, *Louis VI*, Introduction, pp.CXXVIII-CXXXII, Annales, nos 263-270; Jaffé, nos 6682-6813.
- (70) この結論は、*Liber Niger*が、1120年すぎごろ、短い間に一気に作成されたという、書冊学上の所見からの推定とも一致する。岡崎「記憶の管理」参照。また、教皇庁文書局との接触は、このカルチュレールの冒頭に教皇文書が置かれていることを説明するかもしれない。

付録史料テキスト

981, le 30 décembre

Benoît VII, pape

A'. Pseudo-original jadis scellé d'un sceau pendant sur cordellete de chanvre, 670 / 665 (+43) × 590 / 570, Arch.nat., L 220, no 5.

B. Copie du XIIe s., Livre noir, Arch.nat., LL 78, pp.23-27, no I; C. Copie du XIIIe s., Grand Pastoral, Arch.nat., LL 76, p.551; D. Copie du XIIIe s., Petit Pastoral, Arch.nat., LL 77, pp.5-10, no III; E. Copie de 1765, registre, Arch.nat., L 220, no 5bis

a. GUERARD, B., éd., *Cartulaire de Notre-Dame de Paris*, Paris, 1850, I, p.220; b. DE LASTEYRIE, R., éd., *Cartulaire général de Paris*, Paris, 1877, no 65, pp.89-91; c. ZIMMERMANN, H., ed., *Papsturkunden 896-1046. Erster Band: 896-996*, Wien, 1988, Nr. +271, S. 532-534.

ind.: Jaffe, *Regesta pontificum*, no 3809 (2916); TOCK, B.-M., éd., *La diplomatie française du Haut Moyen Age. Inventaire des chartes originales antérieures à 1121 conservées en France*, Turnhout, 2001, no 2873; ZIMMERMANN, H., ed., *Papstregesten 911-1024*, Wien/Köln/Weimar, 1998, no +581, S. 179-180.

[croix] BENEDICTUS, EPISCOPUS, SERVUS SERVORUM Dei, sanctae Romanę sedis apostolicus, omnibus coepiscopis et omnibus principibus in parte Galliarum residentibus, perpetuum in Domino salutem.

Convenit apostolico moderamine pia religione pollentibus benivola compassione //1.2// succurrere, et poscentium animis alacri devotione impertiri assensum; siquidem etenim potissimum lucri premium apud conditorem omnium reponitur Deum, quando venerabilia loca oportune ordinata, ad meli-//1.3//--orem fuerint sine dubio statum perducta.

Noscat igitur vestre excellentię laudabilis mansuetudo, quod

Elysiardus, Parisiacaе sedis episcopus, adiens limina beatorum apostolorum Petri et Pauli Rome instantia, ostendens //1.4// regalia precepta, quae pro remedio animarum suarum necnon et antecessorum nostrorum, privilegia, aecclesiae beatae Dei genetricis Mariae et sancti protomartyris Stephani prefati loci, firma conscriptione tradiderunt.

Hac autem //1.5// ratione commotus supplicii devotione deprecatus est nobis, quatinus apostolica auctoritate ei reconfirmaremus predictas conscriptiones et episcopatum prefate sedis, cum omnibus pertinentiis vel adjacentiis suis, videlicet abbatiam Sancti //1.6// Eligii, abbatiam Sancti Germani Rotundi, abbatiam Sancti Marcelli, abbatiam Sancti Chlodoaldi atque Sancti Martini, abbatiam Sancti Petri que dicitur Respacis, abbatiam Sancti Saturnini de Cavrora, abbatiam Sancti Petri que dicitur Nigella, abbatiam Sancti Martini que est in Campellis, abbatiam Sancti //1.7// Petri que dicitur Caziacus super Materna, cum omnibus adjacentiis earum, et quicquid tam in presens quam in futurum prefata ecclesia possidenda est; simili modo de stipendiis fratrum ipsius loci, scilicet Spedonam potestatem cum ecclesia, //1.8// ac villulam nomine Macerias, cum

omnibus inibi justae legaliterque aspicientibus, quam idem prelibatus presul Elysiardus, amore Dei ductus, tam a suo qua a successorum suorum dominio auferens, in fratrum sanctę Marię prefate sedis, delegavit usus; Undresiacum //1.9// cum aecclesia et altare omnique integritate et suis adjacentiis; Aureliacum cum ęcclesia et altare suisque appenditiis; Civiliacum, Laiacum, cum ęcclesia et altare omnibusque inibi adjacentibus; Castenedum cum ecclesia, et altare suisque appenditiis; Baniolum cum ęcclesia et //1.10// altare et suis adjacentiis; Sulciacum cum aecclesia et altare cum omnibus ad usus fratrum pertinentibus; Cristoilum cum aecclesia et altare, vel quicquid inibi ad predictorum pertinet stipendia; haec enim septem altaria, prefatę sedi attinentia //1.11// memoratus presul, ex proprio dominio, sine sua suorumque successorum venditione, nullo contradicente, stipendiis perpetualiter ipsorum attribuit fratrum; Eleriacum, Steovillam, Rosetum, Cellas et Vernou, Machelum et Samesium, //1.12// Mintriacum, Mauriacum, cum ęcclesiis et universis ad se pertinentibus; Viriacum, cum omnibus quę videntur ad predictorum usus fratrum aspicere, sed et medietatem nonę ac decimae, quę de rebus ipsius ęcclesiae abstractę fuerant, ab his qui eis untur, //1.13// accipi solent; Fontenetum cum ęcclesia, Vilcenam cum omnibus inibi adjacentiis.

Ob firmitatem tamen religionis, petiit supratexatus Elysiardus episcopus ut et claustrum ipsius congregationis jure perpetuo confirmaremus, quo, //1.14// absque ullius inquietudine, tam ipsius loci episcopi, quam aliarum personarum securi viverent, et unusquisque canonicus suam propriam domum cum omni substantia dare vel vendere valeat cuicumque canonico voluerit ex ipsa //1.15// congregatione, nullique alio, velud constitutum est a priscis temporibus.

Nos vero, inspectis piissimorum auctorum et paternis preceptionibus, libuit nobis petitionibus ejusdem episcopi assensum prebere, ut sub jure et pa-//1.16//trocinio sanctae romanę et apostolicae matris aecclesiae omnia firma atque inviolata jugiter maneant, precipientes apostolica auctoritate jamdictis canonicis, eligentes ex semetipsis per communem omnium assensum prepositos //1.17// et decanos, qui et eorum provideant villas, et debita stipendia eis administrant fideliter.

Eo namque ordine precipimus, ut nullus episcoporum per successiones subtrahere, minuare, aut ad usus retorquere, vel alicui //1.18// in beneficium tribuere, neque ullum impedimentum ex predictis rebus fratrum inferre, sed nec servitia ex eadem terra exactare, neque ulla in aliqua re exactiones inde exigere presument; si augere eis aliquid pla-//1.19//cuerit, licitum habeant; distrahendi autem vel minuendi ea quę pro Dei amore statuta sunt, nequaquam valeant.

Statuimus namque sub divini iudicii obstestatione, et beatorum apostolorum Petri et Pauli, nostręque hu-//1.20//militatis jussione, ut nullus umquam ex imperatoribus regibus, marchionibus, ducibus, comitibus, principibus, vel ex omni judicialia potestate accinctus, seu in quolibet ordine et ministerio constitutus, in supradictis episcopi //1.21// vel canonicorum rebus, nec in ipsa insula ubi civitas Parisius videtur esse posita, et de regali via ex parte Sancti Germani Rotundi a Sancto Mederico usque ad locum quę vulgo vocatur Tudella, in ruga ejusdem Sancti Germani, //1.22// nec in aliis minoribus viis, quę tendunt ad eundem monasterium, aliquam judicandi potestatem

inibi exerceat nec aliquem censum, neque teloneum, neque ripaticum, neque rotaticum, neque portaticum, neque bannum, //1.23// freda, nec ullas distractiones faciendas, nec ullas paratas requirendas, nec foraticum, nec pulveraticum, nec ulla leges faciendas, nec de liberis hominibus albanisque ac colonibus in supradicta terra commanentibus, //1.24// aliquem censum, vel aliquas redibitiones accipere presumat, nec quamlibet malitiam, nec jacturae molestiam, ibidem, sive pacis, sive belli tempore, inferre conetur, dum profecto amodo et usque in finem seculi, ut predictum est, //1.25// firma stabilitate, sub patrocinio et jurisdictione, sanctae Romanę matris ecclesię permanendum, cuncta decernimus.

Si quis autem, quod non optamus, haec quae a nobis ad honorificentiam sanctae Dei genetricis MARIAE, et beati protomartiris Stephani, //1.26// ceterorumque sanctorum qui ibi venerantur, pro ipsius stabilitate episcopatus statuta sunt, transgredi ausu nefario presumserit, sciat se anathematis vinculo innodatum, et cum diabolo et omnibus impiis, aeterni incendii atrocissimo suplicio //1.27// deputatum. At vero qui pio intuitu custos et observator horum preceptorum extiterit, omnimodę benedictionis gratiam, omniumque peccatorum suorum absolutionem, et indulgentiam, et cęlestis vitę beatitudinem, cum sanctis et //1.28// electis, a misericordissimo domino Deo nostro consequi mereatur in secula saeculorum. Amen

//1.29// BENE VALETE. (à droite)

//1.30// Data tertia kalendas januaris, per manum domini Stephani episcopi et bibliothecarii sancte Romane ecclesie. (à gauche)